

放射光施設利活用促進動画制作業務 仕様書

1 業務の名称

放射光施設利活用促進動画制作業務

2 業務の場所

次世代放射光施設NanoTerasu（宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉468-1 ナノテラス）
産業技術総合センター（宮城県仙台市泉区明通二丁目2番地）

3 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 業務の概要

自社の技術課題の解決や新製品の開発に取り組む県内ものづくり企業に対して、放射光施設の利活用を促進するための動画を作成する。産業技術総合センターでの試料準備や事前測定、NanoTerasuでの測定の様子等を撮影し、県内ものづくり企業のエンジニアを主な対象に、NanoTerasuを利用した技術課題解決の全体の流れを分かりやすく解説する動画を作成する。

5 業務内容

(1) 下記の動画の制作、編集に関すること。

ア 産業技術総合センター内での試料準備、機器分析及びNanoTerasuでの測定の様子（15分程度）

イ アの内容を1分程度にまとめたダイジェスト版

(2) 制作に当たっては、次の内容を踏まえること。

ア 地域企業のNanoTerasuの産業利用を促す内容であること。

イ NanoTerasuの機能や産業利用についての利点を紹介すること。

ウ 地域企業のエンジニア以外にも分かりやすい内容に努めること。

エ 工業系のほか、食品産業での活用方法も紹介すること。

オ 撮影対象は、産業技術総合センター職員が測定している様子を想定している。

カ 構成については、発注者と協議して決定する。

キ 動画制作及び編集時に不足するデータは、発注者から提供する。

ク NanoTerasuの産業利用については、下記のウェブサイトも参考にすること。

<https://www.mit.pref.miyagi.jp/sr/>

6 成果品

受注者は、本業務における成果品として、次のものを提出すること。

- | | |
|---|----|
| (1) 動画データ（mp4、wmv等のYouTubeにアップロードできる形式） | 1式 |
| (2) マスターディスク（DVD） | 2枚 |
| (3) 本業務に関する実績報告書 | 1部 |
| (4) 業務完了報告書（発注者が指定する様式） | 1部 |

7 成果品の納入場所

宮城県産業技術総合センター 企画・事業推進部

8 注意事項

(1) 受注者は、業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう万全の注意を払うものとする。

- (2) 受注者は、業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心掛けるものとする。
- (3) 受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
なお、委託期間終了後においても同様とする。
- (4) 本業務による成果品及び制作過程で撮影した素材画像及び動画の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。
- (5) 成果品及び制作過程で撮影した素材画像及び動画について、発注者に対し受注者は著作人格権を行使しないものとする。
- (6) 受注者は、成果品のいかなる部分も、第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。
なお、委託期間終了後においても同様とする。
- (7) 受注者は、本仕様書にあらかじめ定められた業務を除き、業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上、決定する。
- (8) 受注者は、本仕様書の内容に伴う書類、帳簿及び会計に関する諸記録を整備し、会計年度終了後5年間保存するものとする。
- (9) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容に反した場合には、委託金の一部又は全額を返還させることができるものとする。
- (10) 受注者は、この委託業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整の上実施するものとする。
- (11) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者とその都度協議するものとする。
- (12) 本仕様書の定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、決定する。